

日本国厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

Japanese Government

2-2, 1-Chome, kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8916, JAPAN

証 明 書
CERTIFICATE

1) 交付申請書の申請者の記載にあわせること

日本国厚生労働省は、(会社名)、(住所)¹⁾によって製造された下記化粧品(医薬品、医薬部外品)²⁾が、日本国薬事法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造されているものであることを証明します。なお、下記製品の B S E に関する証明は別添のとおりである。

2) は該当しない事項を削除すること

3) は該当しない事項を削除すること

4) 1 品目の場合は product、2 品目以上は products

It is hereby certified that the following cosmetic (drug, quasi-drug)³⁾ product(s)⁴⁾ manufactured by (Name of manufacturer), (Address)⁵⁾ is/are⁶⁾ subject to our supervision as stipulated in the Pharmaceutical Affairs Law of Japan . The verification of BSE pertinent to the following product(s)⁴⁾ is/are⁶⁾ hereby attached.

5) 交付申請書の申請者の記載にあわせること

6) 1 品目の場合は is、2 品目以上の場合には are

製品名 :

Product(s)⁴⁾ :

製品名は正しく記載すること

厚薬食 第 号

NO.

平成 年 月 日

Tokyo , Date:

日付は記載しないこと

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

課長名を Name:の後ろに記載すること

Name:

Director, Evaluation & Licensing Division,
Pharmaceutical and Food Safety Bureau,
Ministry of Health, Labour & Welfare

(注意)

「製品名」は、化粧品等証明書交付申請書の製品名欄に記載した製品名又は輸出用名称のいずれかを記載すること。

(別紙様式 2 - 2)

日本国厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

Japanese Government

2-2, 1-Chome, kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8916, JAPAN

証 明 書
CERTIFICATE

1) 交付申請書の申請者の記載にあわせること

日本国厚生労働省は、(会社名) (住所)¹⁾によって製造販売された化粧品(医薬品、医薬部外品)²⁾が、日本国薬事法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造(輸入)²⁾され、かつ、日本国内において販売することを認められているものであることを証明します。なお、下記製品のBSEに関する証明は別添のとおりである。

2) は該当しない事項を削除すること

3) は該当しない事項を削除すること

4) 1品目の場合は product、2品目以上は products

It is hereby certified that the following cosmetic (drug, quasi-drug)³⁾ product(s)⁴⁾ marketed by (Name of marketing approval holder), (Address)⁵⁾ is/are⁶⁾ manufactured(imported)³⁾ subject to our supervision as stipulated in the Pharmaceutical Affairs Law of Japan and is/are⁶⁾ allowed to be sold in Japan. The verification of BSE pertinent to the following product(s)⁴⁾ is/are⁶⁾ hereby attached.

5) 交付申請書の申請者の記載にあわせること

6) 1品目の場合は is、2品目以上の場合は are

製品名：

Product(s)⁴⁾:

製品名は正しく記載すること

厚葉食 第 号

NO.

平成 年 月 日

Tokyo , Date:

日付は記載しないこと

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

課長名を Name:の後ろに記載すること

Name:

Director, Evaluation & Licensing Division,
Pharmaceutical and Food Safety Bureau,
Ministry of Health, Labour & Welfare

(注意)

「製品名」は、化粧品等証明書交付申請書の製品名欄に記載した製品名又は輸出用名称のいずれかを記載すること。

(別紙様式 2 - 3)

日本国厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

Japanese Government

2-2, 1-Chome, kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8916, JAPAN

証明書
CERTIFICATE

1) 交付申請書の申請者の記載にあわせること

日本国厚生労働省は、(会社名) (住所)¹⁾によって輸出された化粧品 (医薬品、医薬部外品)²⁾が、日本国薬事法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造されているものであることを証明します。なお、下記製品の B S E に関する証明は別添のとおりである。

2) は該当しない事項を削除すること

3) は該当しない事項を削除すること

4) 1 品目の場合は product、2 品目以上は products

It is hereby certified that the following cosmetic (drug, quasi-drug)³⁾ product(s)⁴⁾ exported by (Name of marketing approval holder), (Address)⁵⁾ is/are⁶⁾ manufactured subject to our supervision as stipulated in the Pharmaceutical Affairs Law of Japan . The verification of BSE pertinent to the following product(s)⁴⁾ is/are⁶⁾ hereby attached.

5) 交付申請書の申請者の記載にあわせること

6) 1 品目の場合は is、2 品目以上の場合は are

製品名 :

Product(s)⁴⁾ :

製品名は正しく記載すること

厚葉食 第 号

NO.

平成 年 月 日

Tokyo , Date:

日付は記載しないこと

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

課長名を Name:の後ろに記載すること

Name:

Director, Evaluation & Licensing Division,
Pharmaceutical and Food Safety Bureau,
Ministry of Health, Labour & Welfare

(注意)

「製品名」は、化粧品等証明書交付申請書の製品名欄に記載した製品名又は輸出用名称のいずれかを記載すること。